

仕様書

委託業務にあたっては、野洲市障害者等移動支援事業実施要綱（平成 18 年野洲市告示第 213 号）及び以下の仕様を厳守するものとする。

1. 利用契約

- （１） 受注者は、受け入れることが可能な障害種別等の必要事項について、利用者に対して事前に説明を行う。
- （２） 受注者は、サービスの提供に際して、「障害者等移動支援事業利用決定通知書」の提示を求め、内容を確認の上、利用契約を締結しなければならない。
- （３） 利用者は、複数の事業者と利用契約を締結することができる。なお、複数の事業所と契約した場合、利用時間の管理は利用者及び事業所が確実にを行うこと。

2. 報酬単価

別表に定める単価による。

3. 利用者負担

利用者は、別表に定める 1 日あたりの利用時間の区分ごとの利用金額に 100 分の 10 を乗じた額を事業者に支払うものとする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第 17 条第 1 項各号に掲げる対象となる者の区分において、指定障害福祉サービス等に係る負担上限額が 0 円となる利用者は、利用者負担額を無料とする。

4. 委託料

発注者は、別表報酬単価により求めた額から利用者負担により求めた額を差し引いた額について、受注者からの請求に基づき受注者へ委託料として支払うものとする。

受注者は「障害者等移動支援事業利用決定通知」（変更決定を含む）により利用者ごとに決められた支給量を超えた時間分については請求してはならない。なお、支給量を超えて利用者が利用した場合の費用については、事業所が直接利用者に請求することとする。

5. 事業実施にあたっての留意点

- （１） 受注者は、電話等の簡便な方法での申し入れにより、サービスが利用できるよう努めるものとする。
- （２） 受注者は、野洲市移動支援ガイドラインを遵守し、サービスを提供しなければならない。
- （３） 利用者は、本事業を利用している時間は、障害者総合支援法第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス、同法第 77 条第 1 項各号に規定する地域生活支援事業及び児童福祉法第 21 条 5 の 2 第 3 号に規定する放課後等デイサービスを利用できない。

- (4) 受注者は、サービス提供前に利用者の月当たりの利用時間が超過していないか確認しなければならない。なお、超過している場合はサービスの提供を中止するか、利用者に全額負担を求めるかは、利用者と相談した上で受注者が判断することとする。
- (5) 受注者は、サービス提供後、「障害者等移動支援事業実績報告書」に必要事項を記入し、その内容を利用者、受注者の双方が確認して押印又は氏名を記入する。
- (6) 受注者は、委託料の交付を受けたのちに、過誤等の請求の事実が判明した場合は、その額を返還しなければならない。

6. その他

- (1) 受注者は、従業者、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

別表

個別支援

対象者	利用時間	利用金額
身体介護を伴わない障害者等	0.5 時間未満	1,050 円
	0.5 時間以上 1.0 時間未満	1,970 円
	1.0 時間以上 1.5 時間未満	2,760 円
	以後 0.5 時間毎	700 円加算
身体介護を伴う障害者等	0.5 時間未満	2,300 円
	0.5 時間以上 1.0 時間未満	4,000 円
	1.0 時間以上 1.5 時間未満	5,800 円
	以後 0.5 時間毎	800 円加算

グループ支援

対象者	利用時間	利用金額
身体介護を伴わない障害者等	1.5 時間以上 2.0 時間未満	2,510 円
	2.0 時間以上 2.5 時間未満	3,030 円
	2.5 時間以上 3.0 時間未満	3,530 円
	3.0 時間以上 3.5 時間未満	4,030 円
	3.5 時間以上 4.0 時間未満	4,600 円
	以後 0.5 時間毎	550 円加算
身体介護を伴う障害者等	1.5 時間以上 2.0 時間未満	4,000 円
	2.0 時間以上 2.5 時間未満	4,700 円
	2.5 時間以上 3.0 時間未満	5,400 円
	3.0 時間以上 3.5 時間未満	6,100 円
	3.5 時間以上 4.0 時間未満	6,800 円
	以後 0.5 時間毎	600 円加算

(注) ・利用時間の算定方法は障害福祉サービス(居宅介護)の報酬算定方法に準じ、障害福祉サービスに係る Q&A(指定基準・報酬関係)(VOL. 2)(平成 19 年 12 月 19 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)における問答 18 のとおりとする。

・車両による移送の運転時間は、当該サービスの利用時間に対する算定の対象から除外するものとする。

・グループ支援において 1.5 時間未満の利用は認められない。